

別紙 5

「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の取扱通達の全部改正について」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

改 正 後		改 正 前	
別 冊 この通達において用いる次に掲げる用語の意義は、別に定める場合を除き、それぞれ次に定めるところによる。		別 冊 この通達において用いる次に掲げる用語の意義は、別に定める場合を除き、それぞれ次に定めるところによる。	
消費税法等	消費税法(昭和63年法律第108号)、たばこ税法(昭和59年法律第72号)、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号。以下「たばこ特別税創設法」という。)、揮発油税法(昭和32年法律第55号)、 <u>地方揮発油税法</u> (昭和30年法律第104号)、石油ガス税法(昭和40年法律第156号)、石油石炭税法(昭和53年法律第25号)、国税通則法(昭和37年法律第66号)、国税徴収法(昭和34年法律第147号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号。以下「災害減税法」という。)又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第112号。以下「関税法等特例法」という。)をいう。	消費税法等	消費税法(昭和63年法律第108号)、たばこ税法(昭和59年法律第72号)、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号。以下「たばこ特別税創設法」という。)、揮発油税法(昭和32年法律第55号)、 <u>地方道路税法</u> (昭和30年法律第104号)、石油ガス税法(昭和40年法律第156号)、石油石炭税法(昭和53年法律第25号)、国税通則法(昭和37年法律第66号)、国税徴収法(昭和34年法律第147号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号。以下「災害減税法」という。)又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第112号。以下「関税法等特例法」という。)をいう。
内国消費税	消費税法等の規定により課される消費税、たばこ税、たばこ特別税、揮発油税、 <u>地方揮発油税</u> 、石油ガス税又は石油石炭税をいう。	内国消費税	消費税法等の規定により課される消費税、たばこ税、たばこ特別税、揮発油税、 <u>地方道路税</u> 、石油ガス税又は石油石炭税をいう。

改 正 後	改 正 前
<p>(保税地域からの引取りの時)</p> <p>2—1 法第2条第7号《定義》に規定する「輸入」とは、消費税法、たばこ税法、たばこ特別税創設法、揮発油税法、<u>地方揮発油税法</u>、石油ガス税法又は石油石炭税法に規定する保税地域からの引取りに該当するものであるが、具体的には次に掲げるような場合を除き、原則として、関税法第67条《輸出又は輸入の許可》の規定に基づく輸入の許可を受けた時に保税地域からの引取りがあったものとして取り扱う。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(船用品等に係る内国消費税の免除)</p> <p>12—2 船用品又は機用品として本邦と外国との間を往来する本邦の船舶又は航空機に積み込むため課税物品を保税地域から引き取る場合には、法第12条第2項《船用品又は機用品の積み込み等の場合の免税》、租特法第85条《外航船等に積み込む物品の譲渡等に係る免税》、同法第88条の3《外航船等に積み込む製造たばこの免税》及び揮発油税法第16条の4《引取りに係る航空機燃料用揮発油の免税》の規定により、次に掲げるものについて、それぞれ次に掲げる引取りに係る内国消費税が免除されることに留意する。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 揮発油（揮発油税法第2条第1項《定義》に規定する揮発油をいい、機用品に限る。） 消費税、揮発油税及び<u>地方揮発油税</u>並びに石油石炭税</p> <p>(4) (省略)</p>	<p>(保税地域からの引取りの時)</p> <p>2—1 法第2条第7号《定義》に規定する「輸入」とは、消費税法、たばこ税法、たばこ特別税創設法、揮発油税法、<u>地方道路税法</u>、石油ガス税法又は石油石炭税法に規定する保税地域からの引取りに該当するものであるが、具体的には次に掲げるような場合を除き、原則として、関税法第67条《輸出又は輸入の許可》の規定に基づく輸入の許可を受けた時に保税地域からの引取りがあったものとして取り扱う。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(船用品等に係る内国消費税の免除)</p> <p>12—2 船用品又は機用品として本邦と外国との間を往来する本邦の船舶又は航空機に積み込むため課税物品を保税地域から引き取る場合には、法第12条第2項《船用品又は機用品の積み込み等の場合の免税》、租特法第85条《外航船等に積み込む物品の譲渡等に係る免税》、同法第88条の3《外航船等に積み込む製造たばこの免税》及び揮発油税法第16条の4《引取りに係る航空機燃料用揮発油の免税》の規定により、次に掲げるものについて、それぞれ次に掲げる引取りに係る内国消費税が免除されることに留意する。</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>(3) 揮発油（揮発油税法第2条第1項《定義》に規定する揮発油をいい、機用品に限る。） 消費税、揮発油税及び<u>地方道路税</u>並びに石油石炭税</p> <p>(4) (同左)</p>